

## 障害支援区分認定等事務費の一般財源化（H28より）

○平成28年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（抜粋）  
（平成28年1月25日総務省自治財政局財政課事務連絡）  
（別紙）

### 第3 予算編成上の留意事項

25 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業については、事業費総額を増額した上で、障害支援区分認定等事務費等（22億円）について平成28年度から一般財源化することとし、その所要額について、地方交付税措置を講じることとしている。

○市町村における障害支援区分の認定事務に係る経費（医師意見書作成料、認定調査委託料等）について、平成27年度まで、地域生活支援事業費補助金のメニューとして補助していたもの。

○以下の点を踏まえ、平成28年度より一般財源化を行った。

- ・すべての市町村で認定事務が行われ、すでに市町村の事務として同化定着していること
- ・介護の認定事務に係る経費については、既に一般財源化されていること